

西村委員（民主県政会）

令和2年3月12日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）公立高等学校における発達障がい児の教育支援体制について

学校教育法施行令第22条の3により、発達障がい児が入学対象とされていない特別支援学校からの支援体制だけでは、十分な支援のノウハウがないと思われるが、本当に発達障がい児への支援につながっているのか、配慮がなされているのか、教育長の所見を伺う。

（答）

特別支援学校には、発達障害を併せ有する児童生徒も在籍していることから、発達障害に係る指導方法や指導内容の蓄積ができているものと考えております。

高等学校等への指導・助言につきましては、学校教育法に規定されており、極めて重要な役割であることから、発達障害に関する長期研修等を受けた教員にその役割を担当させているところでございます。

こうした中、高等学校の要請に基づく特別支援学校の教員による支援件数は増加傾向にある等、一定の評価を得ていると考えております。